

# 令和2年度 高所作業車運転技能講習・特別教育のご案内

高所作業車の定義は、作業床が昇降装置その他の装置により上昇、下降等をする設備のうち、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができる機械をいいます。作業床の高さが10m以上の高所作業車を運転するには、高所作業車運転技能講習を修了することが義務付けられております。10m未満の高所作業車は特別教育が必要です。

## 1 日 時

高所作業車運転技能講習	6/11・12(13)、8/20・21(22)、11/24・25(26)、3年3/11・12
高所作業車運転特別教育	5/12(火)、8/25(火)、11/5(木)、12/8(火)、3年2/5(金)

※原則として大型・中型・普通自動車運転免許のいずれかを保有している方を対象としており、上記日程は1科目免除・2科目免除者の日程です。※( )は実技予備日です。前日が定員に達した場合に実施します。

## 2 会 場 一般社団法人日本クレーン協会東京支部 (江東区新木場 1-11-7)

(アクセス) JR京葉線、有楽町線、りんかい線「新木場駅」から徒歩20分、バス5分。無料駐車場60台あり。

## 3 定 員 各講習とも60名

## 4 申し込み 申込書に必要事項を記入し、下記までFAXでお申込みください。

一般社団法人日本クレーン協会東京支部 〒136-0082 東京都江東区新木場 1-11-7

TEL: 03-5569-2022 FAX: 03-5569-2028

## 5 受講料

一般コース(下記資格のない方、事前にご相談ください。)	受講料: 36,560円 教材費: 1,440円	合計 38,000円 (消費税込み)
高所作業車運転技能講習1科目免除コース【免除対象者】自動車運転免許保有者・フォークリフト運転技能講習等修了者	受講料: 33,560円 教材費: 1,440円	合計 35,000円 (消費税込み)
高所作業車運転技能講習2科目免除コース【免除対象者】移動式クレーン運転士免許所持者、小型移動式クレーン運転技能講習修了者	受講料: 31,560円 教材費: 1,440円	合計 33,000円 (消費税込み)
高所作業車運転特別教育(技能講習の1科目免除者・2科目免除者に該当する方は、「原動機に関する知識」を免除)	全科目(教材費・消費税込み) 1科目免除(同上) 2科目免除(同上)	15,000円 14,000円 13,000円

注) 免許証、他の教習機関発行の修了証は、初日、受付に提示して下さい(提示がない場合は免除になりません)。

受講日の約10日前までにお振込みください。なお一旦お振込みいただいた受講料は、原則として払い戻しできませんのでご承知おきください。保護帽、手袋、安全帯は貸与します。

## 6 お振込先: 三菱UFJ銀行五反田駅前支店 普通 3598825

一般社団法人日本クレーン協会東京支部 ※お振込手数料は貴社のご負担でお願いします。

## 7 受講票等の送付

お申し込みをいただきましたら、当支部から受講票、申請書、注意事項(持ち物等)、時間割、地図等をお送りします。テキストは当日お渡しします。

高所作業車運転 技能講習・特別教育 申込書 (受講日 年 月 日から)

会社名				担当者名	
所在地	〒			電話番号	
記入不要	受講者氏名(フリガナ)	生年月日	現住所	保有資格の種類	
		S・H	〒		
		S・H	〒		

※資格の種類欄には資格名を記入し、写しをこの申込書と一緒にFAXして下さい。 FAX: 03-5569-2028